（事業の廃止の届出）

**第二十条の八**　法第十九条の十三第一項の規定により対外旅客定期航路事業の廃止の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した対外旅客定期航路事業廃止届出書を主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出するものとする。

一　住所及び氏名

二　廃止の届出に係る航路の名称

三　廃止の予定期日

（賃率表の設定除外）

**第二十条の九**　法第十九条の十六第一項において準用する法第十条の規定により賃率表を定めることを要しない貨物は、次のとおりとする。

一　石炭

二　コークス

三　鉱石

四　塩

五　砂糖

六　セメント

七　肥料

八　木材

九　穀類

十　生動物

十一　その他主としてばら積み又は満船積みを通例とする貨物

（旅客名簿の作成等）

**第二十条の十**　法第十九条の十六第一項において準用する法第十五条に規定する旅客名簿には、船名及び旅客に関する次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　第十二条第一項各号（第四号を除く。）に掲げる事項

二　住所若しくは住民票に記載されている市区町村名又は国籍及び旅券番号

2　旅客名簿は、その航海が終了した日から一年間保存しなければならない。

（安全管理規程の内容）

**第二十条の十一**　対外旅客定期航路事業者の設定する安全管理規程に定めるべき内容は、次のとおりとする。

一　第七条の四各号（第三号イ及びロを除く。）に掲げる事項

二　事故、災害等の発生の状況に関する情報その他の輸送の安全に関わる情報を国土交通大臣、経営の責任者、安全統括管理者、運航管理者その他の関係者に確実に伝達し、及び共有する方法に関する事項

三　船舶の運航の管理に関する次に掲げる事項

イ　運航計画、配船計画及び配乗計画の作成、改訂及び臨時変更に関する事項

ロ　気象通報、旅客数その他の船舶の運航の管理のため必要な情報の収集及び伝達の方法に関する事項

ハ　運航を中止すべき気象及び海象の条件並びに輸送の安全に支障が生ずるおそれのある状況において事業の用に供する船舶の運航を中止する場合の対応に関する事項

ニ　航行経路、航海速力等航行の安全を確保するため必要な事項を記載した運航基準図の作成、船舶への備付け等に関する事項

（新設）

（新設）

（新設）